

令和 6 年度

岐阜市立岐阜特別支援学校

入学者選考要項

岐阜市教育委員会

令和6年度 岐阜市立岐阜特別支援学校高等部 入学者選考要項

1 募集人員

普通科（普通コース、工業コース）
おって、岐阜市教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の「ア」から「エ」までに該当する者であること。

ア 知的障がい者（療育手帳保持者）

イ 次のいずれか一つに該当する者

- ・ 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- ・ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を称して「中学校」という。）
- ・ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 岐阜特別支援学校の教育相談を受けた者

エ 岐阜市在住の者

3 出願

(1) 入学願書等の提出

ア 出願者は、岐阜市立岐阜特別支援学校（以下「岐阜特別支援学校」という。）から、入学願書の交付を受けて必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に岐阜特別支援学校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。

また、平成29年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者については、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ 障がいの状況を示す書類として、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している者は、その写しを提出するものとする。

エ 他の市町村より岐阜特別支援学校へ入学を希望する者は、岐阜市教育委員会に出願承認願（別記第1号様式）を提出する。その後、岐阜市教育委員会より、出願承認書（別記第2号様式）を受け取り、入学願書に添えて岐阜特別支援学校長に提出する。

(2) 出願の期間

令和6年2月7日（水）から2月9日（金）まで。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとする。※土・日は除く。

(3) 出願先の変更

ア 出願先学校若しくはコースを変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和6年2月13日（火）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先の変更手続きは、次のとおりとする。

(ア) 出願先学校若しくはコースを変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

(イ) 在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を出願先学校に提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

(1) 検査等の内容

ア 学力検査（筆記による学力検査、口頭による学力検査）

イ 面接

ウ その他必要な検査

(2) 検査等の期日

令和6年2月15日（木）

5 入学者の選考方法

校長は、提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

この場合において、校長は、適正な人数の構成員から成る入学者選考委員会を設置するものとする。

6 合格者の発表

校長は、令和6年2月22日（木）午前9時に、合格者の受検番号を校内に掲示するとともに、学校のホームページ上に掲載して発表する。また、在学（出身）学校長に合否の結果を通知する。

7 入学の手続き

合格者の在学（出身）学校の校長は、卒業年月日記入済の指導要録の写しと健康診断票・歯の検査表の原本を令和6年3月末日までに岐阜特別支援学校長に提出する。

8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められる場合には、定員の範囲内において、令和6年3月28日（木）までに、4の（1）の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、岐阜市教育委員会と協議の上、校長が定める。

9 入学者選考にかかわる情報の提供

岐阜特別支援学校の入学者選考の資料である調査書及び検査等の得点（筆記による学力検査を実施した場合の得点）については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

また、検査終了後、その問題を公開することとする。

(1) 調査書情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、岐阜特別支援学校とする。
- エ 請求ができる期間は、合否発表の終了したあとの最初にむかえる4月1日から1年間（休業日を除く。）とする。
- オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、岐阜特別支援学校とする。
- エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間（休業日を除く。）とする。
- オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、試験結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

10 その他

検査当日、やむを得ない事情で欠席する場合は、午前9時までに岐阜特別支援学校に連絡すること。